

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	1
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（〃）	2
○保安林の指定施業要件の変更（〃）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（2件）（〃）	2
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	3
○道路の供用開始（道路課）	3
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定（建築指導課）	3
○高知県入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認（会計管理課）	3
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（〃）	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	3
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱（1・20掲示）	3
○告示（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱）の一部改正（〃）	4

告 示

高知県告示第42号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- (2) 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアm a c 大津店
高知市大津乙1075番1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲590番地2
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年9月19日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,239平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
83台
イ 駐輪場の収容台数
65台
ウ 荷さばき施設の面積
45平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
15.27立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻

株式会社大屋	午前9時	午後12時
株式会社セリア	午前9時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前零時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成28年1月18日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第43号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸市別役字土居290の6・290の37（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

<p>高知県告示第44号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成28年2月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸市別役字高サデ327の15（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第45号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成28年2月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町茅吹手字新谷タニ189の14</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>高知県告示第46号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成28年2月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年1月農林水産省告示第97号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 変更しない。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第47号 次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。 平成28年2月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大川村（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>3 変更後の指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第48号 平成27年12月高知県告示第720号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指</p>	<p>定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成28年2月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 （1）登記簿記載の住所 香美市土佐山田町楠目604番地10 （2）氏名 中澤 房子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。 平成14年2月農林水産省告示第202号 （2）変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第49号 平成27年12月高知県告示第738号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成28年2月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 （1）ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村越知面東分2924番地 イ 氏名 川上 柳太郎 （2）ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村越知面東分2704番地 イ 氏名 川上 徳有 （3）ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村越知面東分2924番地 イ 氏名 川上 福則 （4）ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村越知面 9 番屋敷 イ 氏名 川上 為作 （5）ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村地吉308番地</p>
--	---	--

氏名	連絡先	活動区域
伊藤 智	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110 (代表)	安芸地区

備考 活動区域の安芸地区は、高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。

高知県公安委員会告示第2号

平成26年4月高知県公安委員会告示第6号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱）の一部を次のように改正する。

平成28年1月20日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 織田 英正

表中

「

宮本 悟	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110 (代表)	安芸地区
松本 秀一		

」

を

「

宮本 悟	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110 (代表)	安芸地区
------	--	------

」

に改める。